

令和8年度第二種特定鳥獣管理計画作成等業務仕様書

1 業務名

令和8年度第二種特定鳥獣管理計画作成等業務

2 目的

香川県（以下「県」という。）では、近年、イノシシに加え、ニホンザルの農業被害が拡大するとともに、住居集合地域等にイノシシ等が出没し、人身被害が発生する等、生活環境被害についても県内各地で深刻な問題となっている。また、ニホンジカについては讃岐山脈を越えて生息範囲を拡大していることから、小豆島も含めた本格的な対策が必要となっている。

このため、県では、令和4年4月にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの3種の野生鳥獣について、鳥獣保護管理法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）を策定し、総合的に鳥獣被害対策を実施してきたところである。

本業務は、現計画が令和8年度末に期間満了となることから、次期計画に向けた調査を行うとともに、これまでの捕獲実績、被害情報を分析し、次期計画及び事業実施計画等の案を作成すること等を目的とする。

3 対象とする鳥獣

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル

4 実施場所

県内全域

5 委託内容

① 特定計画の策定及び支援

(1) 骨子案等の作成

- 過去の生息状況等調査結果、捕獲実績、被害情報等を分析し、骨子案の素案を作成する。
- 獣種ごとに、「適正管理の基本的な考え方」、「具体的な管理目標」、「管理目標を達成するための方策（ニホンザルについては許可基準及び管理捕獲の実施基準を含む）」、「モニタリング調査」の各項目からなる骨子案を作成し、県と適宜協議のうえ作成するものとする。

(2) 専門家からの意見聴取による検討及び計画案の作成

- 骨子案に基づき、県が指定する専門家から意見聴取を行い、獣種ごとに内容を検討し、その結果に基づき計画案を作成する。
- 意見聴取した結果は、すみやかに議事録に取りまとめ、獣種ごとに県に報告を行うものとする。

(3) 特定鳥獣管理計画検討会の運営補助

- 県が開催する特定鳥獣管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）に出席し、特定計画の計画案及び県の指示により作成した資料に基づき、獣種ごとに説明・質疑応答するとともに、聴取した意見を、県と適宜協議しながら計画案に反映させる。
- 委員会の結果は、すみやかに議事録に取りまとめ、県に報告を行うものとする。
- 検討結果等を踏まえて、県と適宜協議しながら獣種ごとに特定計画の最終の計画案及び概要版を作成する。

(4) 環境審議会への出席及びパブリックコメント等への対応

- 環境審議会に出席し、素案・計画（案）について説明を行うほか、パブリックコメント等で県に寄せられた意見への回答について助言するものとする。

② 調査・検討等

(1) イノシシ・ニホンジカ生息状況調査

(ア)ニホンジカ糞塊密度調査

- 小豆島及び本土部に設定した各 10 ルートについて、糞塊密度調査を実施する。調査結果は別添様式に取り纏め、成果物として提出する。
- 調査ルートについては、原則として昨年度調査したルートと同一地点とする。
なお、やむを得ずルートを変更する場合には、受託者は、県の承諾を得るものとする。

(イ)データの収集整理

- ニホンジカについては、森林面積、目撃効率、捕獲頭数、糞粒密度、糞塊密度を、イノシシについては森林面積、捕獲頭数、その他県が指定する指標について、それぞれデータを収集・分析し、データベースを作成する。

(ウ)自然増加率、生息個体数等の推定

- ニホンジカ、イノシシともに本土部と小豆島の2つの個体群で個別に推定を行う。
- 推定する期間は平成15年度～令和7年度までとする。ただし、データが不十分な獣種や個体群においては推定可能な範囲で可とする。
- 推定方法は、Harvest-based-model を用いた階層ベイズ法を用いて行うとともに、推定の際の数値計算はマルコフ連鎖モンテカルロ法により行うこと。
- 各推定値は、ベイズ推定における事後分布から中央値、平均値、標準偏差、90%信頼区間、50%信頼区間によって示すこと。
- 推定モデル及び事前分布の設定については、収集したデータに適合した手法を用いること。
- マルコフ連鎖モンテカルロ法の実施においては、10,000回以上のサンプリングを行うとともに、収束判定においては、有効サンプルサイズ500以上、最初の1,000サンプルと最後の5,000サンプルの期待値の差を検定し、棄却水準が原則として0.05以下とならないものであること。

(エ)将来予測シミュレーションツールの作成

- 自然増加率や個体数の推計結果から、令和3年度から令和13年度までの各個体群の個体変動を予測できるツールを作成すること。
- ツールは、予定捕獲数又は予定捕獲率を入力すると、各年度の各個体群の個体数の予測値を中央値、平均値、90%信頼区間、50%信頼区間の一覧表及び年次変動のグラフによって出力するものとする。
- ツールに使用するアプリケーションソフトは、Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2013」以降）で作成したものとする。

(2) ニホンザル

- 現計画において、管理捕獲の対象となっている群れについて、これまでのモニタリング調査の結果と捕獲実績、被害情報等を勘案し、管理捕獲の継続の必要性を検討する。
- 市町等にヒアリング調査を行い、現計画で管理捕獲の対象となっていない群れについて、新たに管理捕獲の対象とする必要性を検討する。

(3) 今後のモニタリング調査の内容の提案

- 特定計画の内容に応じて、今後のモニタリング調査の内容を獣種ごとに提案する。

6 業務管理責任者

受託者は、業務実施にあたっては、業務管理責任者を定め、書面により県に提出すること。

7 実施期間

令和8年6月 日から令和9年3月19日まで

8 業務計画書

受託者は、業務全般を見通した業務計画書を作成し、県に提出すること。

なお、計画書には次の事項について記載すること。

- (ア) 業務内容（目的・概要）
- (イ) 業務の順序及び方法
- (ウ) 業務の実施工程表
- (エ) 現場作業（イノシシ・ニホンジカ生息状況調査）の責任者名
- (オ) その他必要な事項

9 成果品の提出

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画（書類及びCD-ROM各2部）
- (2) 特定鳥獣管理計画検討委員会及び専門家からの意見聴取の結果として取りまとめた議事録（書類及びCD-ROM各2部）
- (3) イノシシ・ニホンジカ生息状況調査報告書及び現地調査写真一式（書類及びCD-ROM各2部）
- (4) その他、本業務で生じた資料のうち県の指示する資料一式（書類及びCD-ROM各2部）

10 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

11 権利の帰属

本業務の成果にかかる一切の権利は香川県に帰属するものとするものとし、香川県の許可なく他者に公開してはならない。

12 本業務に必要な施設等について

本業務の遂行にあたり、受託者は、本業務に必要な施設等の環境について、受託者側の負担に

において準備しなければならない。

1.3 調査用機材等について

本業務の遂行にあたり、受託者は、原則として本業務に必要な調査用機材、施設等の環境について、受託者の負担において準備しなければならない。

1.4 土地の立ち入り及び使用等

受託者は、業務の実施にあたり、公有又は私有の土地に立ち入り、立木の伐採、土地又は工作物を使用する必要がある場合には、県の指定する担当者の指示のもと、その所有者、占有者の承諾を得て行うこと。

1.5 安全管理等の遵守事項

受託者は、安全管理に努め、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。

また、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故または第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容等を県に報告するものとする。

なお、受託者は、県民等から業務の実施に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。

1.6 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、契約書によるほか県と受託者による綿密な協議の上、誠実に本業務を遂行するものとする。

特記事項

- 1 専門家からの意見聴取の回数は2回以上とする。
- 2 特定鳥獣管理計画検討会に対面で出席し、回数は2回以上とする。
- 3 環境審議会に対面で出席し、回数は1回以上とする。
- 4 県との打合せは対面とし、回数は3回以上とする。
- 5 骨子案の作成は原則として9月1日まで、計画案及び概要版の作成は11月16日までに作成すること。
- 6 ニホンジカの糞塊密度調査は原則として10月中に実施すること。

